

第572回: COVID-19 Rhapsody

唐山の地で猖獗を極める「新型コロナウイルス関連肺炎」に対し、世界保健機関(WHO)は2月11日、「COVID-19」と命名したと公表した。発表したのは、いまや中国のスポークスマンのような感のあるWHOテドロス事務局長。一部の海外メディアはウイルス報道に当たり、被害が最も深刻な震源地である湖北省・武漢市の名を冠して「武漢ウイルス」などと報道してきたが、中国の肩を持つテドロス局長は、風評被害などを避けるため地名、動物名、人名、組織名などを盛り込むことはしなかったと説明している。

因みにCOVID-19とは「コロナ(Corona)」、「ウイルス(Virus)」、「疾患(Disease)」の3単語と、この病気がWHOに報告された「2019年」の組み合わせでできている。

中国には古くから「逢九必乱」、9の付く年は天下大乱と云うジンクスが人口に膾炙している。

1949年 国共内戦に勝利した中国共産党が政権奪取(つまり建国)

1959年 チベット蜂起(ダライ・ラマ亡命)

1969年 中ソ国境紛争(ロシア語名:ダマンスキー島事件/中国語名:珍宝島事件)

1979年 中越戦争(どっちが負けたかは云わない)

1989年 天安門事件

1999年 法輪功信者の中南海包囲事件(法輪功の非合法化)

2009年 新疆ウイグル騒乱(新華社報道で死者192名、負傷者1,721名)

2019年 香港騒乱・・・と思っていたら、2019年はCOVID-19発生まで加わっていたとは。

COVID-19騒動は、2003年のSARS騒動よりも遥かに深刻だ。情報公開が遅れ、14億人がパニック状態になっているからだ。

SARSの震源地はいまや世界の工場となっている広東省・仏山市・順徳区だった。地元の農民が2002年11月に仏山市の病院で治療を受けたのが災いの始まりで、地元では感染制御に多少動いたものの、中国政府は2003年2月までこの感染症発生をWHOに公式報告せず、その結果北京、香港、トロント、シンガポールなどへのアウトブレイクを許すこととなった。

あのとき筆者は重要な中国PJの関係で、SARS騒動の渦中を、香港、広州、北京へと飛び回っていたが、当時の認識として、SARSは危険な病気だが感染力が高くないので、感染場所のマンションなどが特定され、警察や軍が一気に現場を封鎖すれば、何とかなると思っていたし、中国人も同じように考えていた。

だから空路北京や香港に飛び、現地のホテルに泊まり、昼間は国有金融機関の幹部たちと商談を重ね、夜は彼らと中華料理屋に繰り出し、マオタイ酒でしっかり口内消毒し、2次会ではクラブでカラオケに興じていた。別にやましいことはしていないが、医学用語で言えば、「濃厚接触」したことになるのかな？

でも今回のCOVID-19はちがう。日米中は大騒ぎ。米務省は1月30日、COVID-19の感染拡大を受け、渡航情報で最高レベルの「渡航中止」の対象を中国全土に広げ、中国訪問を控えるよう呼びかけている。

日本の外務省も、2月12日ホームページで「在中国在留邦人及び海外渡航者におかれましては、(中略)、また今後、その他の中国各地においても状況が急激に悪化する可能性も念頭に、情報収集等に万全を期すとともに、日本への早期の一時帰国や中国への渡航延期を至急御検討ください。」と極めて強い口調で

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

注意喚起を行っている。「至急御検討ください」とは極めて異例の表現だ。もし旅行会社や企業経営者がこれを無視し、あとでそれが裏目に出るような事態が発生したら、「刑事訴訟法」もの大騒ぎになるだろう。

本来こんなときこそ中国経済の専門家として COVID-19 が中国経済や相場に及ぼす報告書などを書くべきなのだが、「一時的な打撃はあるものの一過性の事象であり、通年では多少の押し下げ要因にとどまるだろう。中国政府が今後打ち出す景気刺激策に期待する云々」なんて、業界に多い無責任でシャビーな報告書を書く度胸は筆者にはない。もう少しだけお待ち頂きたい…三跪九叩頭。

COVID-19 はいつか収束する？ 当たり前だ。そうしなけりや人類は滅亡するよ。

血相変えた習近平指導部が改革先送りを覚悟の上で、肺炎対策に政策を総動員することも分かっている。でもそれが動き出す時期は、COVID-19 の収束時期と、労働者の帰還時期、分断されたサプライチェーンの復旧具合などによる。それは現段階では分からないし、時期を仮定して分析しても意味はない。

相場場で言えば医療メーカー、ネットショッピング、「宅経済(在宅での消費活動による経済)」などの銘柄が活気付くのは当然だが、投資家の誰もが同じことを考えると相場は短期的には逆の動きを示すこともある。

2月11日時点で、中国本土の死者数は1110人となり、前日から94人増えた。感染者は4万4000人を超えたというが、武漢と、武漢以外の湖北省、その他の本土、そして外国との間で致死率が不自然なほど異なっており、湖北省の患者数は4万人どころか、数十万人という意見の方が正しいようだ。

こんな状況で駐在員が現地にとどまってもアポイントが取れない、レストランは休業、出前サービス配達人は3メートル離れないと料理を渡してくれない、多くのコンビニが休業、それでも現地駐在を継続する意味ありますか？ 帰国したくてもなかなか帰国し辛いのはメーカーの現場責任者や、医務官、大使館員、領事館員といった一部のプロフェッショナルだけだ。

テレビニュースを見ると、現地ではマスクが極端に不足しており、窮余の一策か、ゴミ収集のビニール袋やウォータータンクを頭から被ったりする人が街を闊歩している…まるでドラえもんの世界だ。

マンションのエレベーターの中には発泡スチロール板が張り付けられており、ここに刺さっている100本くらいの爪楊枝を抜いては行き先階のボタンを押し、使い終わった爪楊枝はゴミ袋に捨てるなど、いじましいほどの努力をしている中国の住人達には本当に同情する。

習近平主席は10日、マスク姿で北京の病院や居住地を視察し、感染防止に努める市民や患者の治療にあたる医療従事者を激励したが、人民日報はアプリ内の記事一覧で、この視察を伝える記事に続いて「到武漢去(=武漢へ行け!)」との見出しをつけた別の記事を掲載しており、まるで習主席に現地に行けと命じているようにも見える。これ、悪意ある掲載ではないかと、いまちよつとした騒動になっている。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2020年(令和2年)2月13日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して 最大 0.8800% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。